

随意契約締結報告書

(報告年月日：令和 8 年 7 月 2 7 日)

担当部署及び担当者	教育委員会 生涯学習係 係長 三浦 誉
契約工事名称	令和 8 年度 町単独事業 久万高原町面河住民センター エレベーター戸開走行保護装置取付工事
契約締結年月日	令和 8 年 7 月 27 日
契約の相手方の名称	日本オーチス・エレベータ株式会社 四国支店 支店長 濱元 龍也
契約の相手方の住所	香川県高松市番町一丁目 6 - 1 両備高松ビル 4F
契約金額	¥ 9, 0 2 0, 0 0 0 -
随意契約による こととした理由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号) 当該機械の製造元かつ保守点検を実施する唯一の業者であり、他に 取扱業者がないため、競争入札に付することが不利と認められる。
備 考	

※この報告書は、本町の発生する 250 万円以上の建設工事のうち随意契約
によるものについて、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する
法律施行令第 7 条第 2 項」の規定に基づき公表するものです。